

住むことと応援

雲仙市の暮らしを体験しませんか？

【1】雲仙市お試し住宅

東京圏からの移住・就職を支援します！

【2】移住支援金（地域産業雇用創出チャレンジ支援事業）

市内に住宅を取得する方を応援します！

【3】雲仙市定住促進奨励補助金

若者UIターン者の家賃住宅入居を応援します！



【4】雲仙市若者UIターン家賃補助金

奨学金の返済を支援します！



【5】雲仙市定住促進奨学資金償還補助金

婚活・結婚・出産する方を応援します！

【6】結婚新生活支援補助金



【7】雲仙市結婚・定住支援金（結婚支援金）



【8】雲仙市結婚・定住支援金（赤ちゃん支援金）

【9】「お見合いシステム」登録促進補助金

【10】雲仙市婚活支援事業補助金

【11】雲仙市婚姻届記念証書贈呈事業

空き家の情報を公開しています！

【12】雲仙市空き家バンクサイト

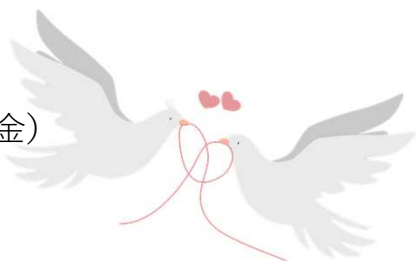
空き家の活用をお考えの方を応援します！

【13】空き家活用促進奨励補助金

【14】空き家バンク登録奨励金



【15】雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金



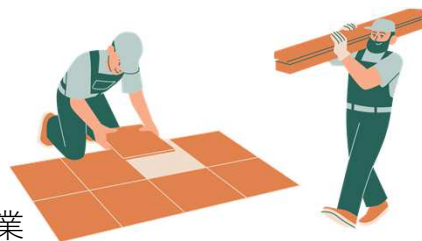
住むことと応援

多子世帯の住宅取得などを支援します！

【16】雲仙市子育て応援住宅支援事業

住宅の耐震化を支援します！

【17】雲仙市安全・安心住まいづくり支援事業



防災行政無線を設置します！

【18】防災行政無線戸別受信機設置事業

【19】防災行政無線戸別受信機タブレット型文字表示装置設置事業

生ごみの減量化・資源化を支援します！

【20】生ごみ処理機器等購入費助成事業

浄化槽の設置を支援します！

【21】浄化槽設置整備事業

浄化槽の維持・管理を支援します！



【22】浄化槽維持管理費助成事業



給水工事に係る費用の一部を支援します！

【23】雲仙市給水工事助成事業

その他支援

【24】雲仙市有害鳥獣被害防止設備設置費補助金

令和6年度

雲仙市「住むこと応援」



事業名	補助内容	QRコード	担当課
【1】雲仙市 お試し住宅	雲仙市への移住を希望されている方の移住に対する不安を解消するため、雲仙市お試し住宅を設置しました。雲仙市での生活を体験してみませんか？ ※お試し住宅の利用期間は2日以上30日以内で、利用料は光熱水費を含め、「無料」となります。 ※寝具は2組準備しておりますが、3組目以上は持ち込みいただくレンタル布団をご利用ください。		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【2】移住支援金 (地域産業雇用創 出チャレンジ支援 事業 補助金)	■対象者 以下のすべてに該当し、関係人口や就業、創業等の要件に該当する者 ・雲仙市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内に通勤していた者 ・雲仙市に住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内に通勤していた者 ■支援内容 上限100万円＋18歳以下の子ども1人につき100万円 (単身の場合は60万円)		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【3】雲仙市定住 促進奨励補助金	≪新築住宅取得補助金≫ ■内 容 次の①と②の合計金額を5か年間支援します。 ①取得した住宅に係る固定資産税の2分の1相当額(上限10万円) ②18歳以下の子ども1人につき1万円 ■対象者 55歳以下の方で雲仙市に新しく家を建てられた方 ≪中古住宅購入補助金≫ ■内 容 次の①と②の合計金額を1回支援します。 ①購入金額に相当する額、または10万円のいずれか低いほう(1,000円未満切捨て) ②18歳以下の子ども1人につき1万円 ■対象者 55歳以下の方で雲仙市内の中古住宅を購入された方		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【4】雲仙市若者U ターン家賃補助金 	■事業対象 若者(18歳以上35歳以下)を含む市外からの転入世帯 雲仙市内の賃貸住宅に入居し、2年以上定住する方などの要件があります。 ■事業内容 市外から雲仙市へ転入し、雲仙市内の賃貸住宅へ入居する場合、家賃から住宅手当等を除いた額の1/2を24か月分支援します。 ○単数世帯上限：月額15,000円 ○複数世帯上限：月額25,000円 (居住の用に供するために転入前90日以降に賃貸借契約を締結した市内の住宅も対象とします。なお、市営住宅等の公営賃貸住宅を除き、3親等内の親族が所有及び経営する賃貸住宅も対象外となります。)		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【5】雲仙市定住促 進 奨学資金償還補助 金 	■事業対象 ※公務員は対象となりません。 ・交付申請時点で雲仙市に居住し、5年以上定住することを誓約する方 ・市内外を問わず、就労している方(パート、アルバイトも可) ・奨学資金等を自ら償還する方 ・自らまたは同居の親族が自治会に加入している方 など ■対象となる奨学金 ・雲仙市、公益財団法人長崎県育英会、独立行政法人日本学生支援機構、社会福祉協議会 - その他自治体から借入れを行ったもの。 ■支援内容 年度内に支払った償還金の2分の1を補助します。 (年間上限額) 高等学校：36,000円、専門学校等：45,000円、大学等：60,000円		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班

事業名	補助内容	Q R コード	担当課
【6】結婚新生活支援補助金	■対象者 新たに婚姻をした夫婦に対し、住宅の購入費、住居の家賃、引越費用等を支援します。 ただし、夫婦所得が500万円未満の夫婦に限ります。 ■支援内容 ・29歳以下60万円 ・30歳以上39歳以下30万円 ※婚姻時の年齢とし、夫婦いずれか高い方の年齢に応じて区分します		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【7】雲仙市結婚・定住支援金（結婚支援金） 	■対象者 令和4年4月1日以降に婚姻した夫婦 婚姻時の年齢が夫婦ともに42歳未満であることまたは両方若しくはいずれか一方が42歳以上の場合で婚姻した年度の翌年度末までに出産した当該夫婦の子がいること。 雲仙市の同じ住所に住民票があり、3年以上市内に居住することなどの条件があります。 ■事業内容 結婚し市内に定住される方々の経済的な負担を軽減するため、「結婚支援金」として40万円交付いたします。※2年に分割して交付		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【8】雲仙市結婚・定住支援金（赤ちゃん支援金） 	■対象者 令和4年4月1日以降に出生した子どもの保護者 雲仙市の同じ住所に住民票があり、3年以上市内に居住することなどの条件があります。 ■事業内容 出産し市内に定住される方々の経済的な負担を軽減するため、「赤ちゃん支援金」として子ども1人あたり20万円交付いたします。		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【9】「お見合いシステム」登録促進補助金	■対象者 新しく長崎県婚活サポートセンターのシステムに登録する者 （システム登録時の年齢が20歳以上の方） ■支援内容 長崎県婚活サポートセンターのシステム登録料を全額補助します。 ■補助金額 上限1万円		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【10】雲仙市婚活支援事業補助金	■対象者 婚活支援を推進する法人または任意団体 ■支援内容 結婚を望む男女の出会いや交流を目的としたイベントや、異性とのコミュニケーション能力の向上を目的とした事業を行う団体に対して補助金を交付します。 【補助率】対象経費の2/3以内 【補助額】1回のイベントにつき 最大10万円		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【11】雲仙市婚姻届記念証書贈呈事業	■対象者 雲仙市内外在住は問わず、婚姻届を提出された夫婦 ■内容 雲仙市に婚姻届を提出された方を対象に、婚姻届記念証書を贈呈し、お二人の婚姻を心から祝福します。また、市内の旅館や飲食店等のおもてなし特典を受けることもできます。		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【12】雲仙市 空き家バンク サイト	空き家の所有者と空き家を探している方のため、情報を公開しています。 空き家の情報登録、利用のご相談お待ちしております。		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【13】空き家活用 促進奨励補助金	《家財道具等片付け補助金》 ■内 容：市内の空き家の売買契約が成立または、市の空き家バンクに登録された物件の賃貸借契約が成立したときに、家財道具等の搬出、片付けに要する費用を助成します。（上限10万円） ■対象者：市内の空き家を貸す方、売る方 《空き家物件調査補助金》 ■内 容：空き家を安心して活用できるようにするため、空き家バンクへ登録する際に、不動産業者が実施する空き家の状態確認調査費用を助成します。（定額7千円） ■対象者：市内の空き家を貸したい方、売りたい方 《空き家仲介手数料補助金》 ■内 容：空き家バンク入居者等に対し、不動産業者に支払った仲介手数料を支援します。（上限10万円） ■対象者：市内の空き家を購入または賃借した方	  	地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【14】空き家 バンク 登録奨励金	■事業対象 空き家バンクに登録した空き家所有者 空き家バンク登録を促した空家等管理活用支援法人 ■事業内容 空き家バンクに登録し、空き家利用希望者との間で売買契約、賃貸借契約等が成立した場合、登録奨励金を交付します。1軒の空き家につき5万円		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【15】雲仙市移住 促進空き家 リフォーム補助金 	■事業対象 □市外からの移住希望者と賃貸借契約を締結する空き家所有者。 （10年以上市外からの移住者に賃貸する要件あり） □市外から空き家を購入または賃借する空き家利用希望者で10年以上定住し、自治会に加入を誓約する者。（申請時点で転入から2年以内または転入見込みの利用希望者） □空き家を空き家利用希望者に対し10年以上転貸しようとする空家等管理活用支援法人（指定制度において指定が必要。） ※上記の対象者で3親等以内の親族間において、売買または賃貸借契約を締結する場合は対象外となります。 ■事業内容 雲仙市空き家バンクに登録されている一戸建の住宅の改修費用の一部を補助します。 ●所有者、利用希望者の場合 ⇒対象事業費の1/2相当額、上限50万円 ●空家等管理活用支援法人の場合 ⇒2/3相当額、上限100万円		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【16】雲仙市子育て 応援住宅支援事業	■対象者 ①多子世帯に属し、自ら居住するための中古住宅（延床面積60㎡以上に限る。）を取得しようとする方 ②①の際に併せて住宅を改修しようとする方 ③新たに職住近接または育住近接をするために中古住宅を取得しようとする方 ④新たに職住近接または育住近接をするために住宅を改修しようとする方 ※補助対象工事は、補助要綱に定めるものに限りです。 ■支援内容 補助対象経費の1/5（上限額40万円）。ただし、子育て応援団体等所属者の申請の場合は上限額44万円 ※子育て応援団体等 「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認定制度」における認定団体または「ながさき結婚・子育て応援宣言」を宣言した団体		建築課 建築指導班

事業名	補助内容	Q R コード	担当課
【17】雲仙市安全・安心住まいづくり支援事業	■対象者 雲仙市内に住宅を所有し、現にその住宅に居住している方（今後、居住することが確実な方を含む）で、耐震にかかる診断や改修工事等を行う方 ■対象住宅 雲仙市内にある昭和56年5月31日以前に着工した1戸建てで、3階建て以下の木造住宅（平成12年6月1日以降に増築された住宅は対象外） ■支援内容 耐震診断費用、耐震改修計画作成費用、耐震改修工事費用の一部を補助します。 《耐震診断費助成》 ・耐震診断にかかる費用61,500円に対し、41,000円を補助します。 《耐震改修計画作成費補助金》 ・診断の結果、耐震性が低い住宅に対し、耐震改修計画作成費用の一部を補助します。（補助率：2/3、補助額：上限7万円） 《耐震改修工事費補助金》 ・耐震改修計画に基づく耐震改修工事費用の一部を補助します。（補助率：3/4、補助額：上限90万円）		建築課 建築指導班
【18】防災行政無線戸別受信機設置事業	■対象者 雲仙市にお住まいの方（各世帯1台） ■支援内容 防災行政無線の個別受信機の設置（機器の無償貸与） 設置に係る工事費（個人負担なし）		危機管理課 危機管理班
【19】防災行政無線戸別受信機タブレット型文字表示装置設置事業	■対象者 雲仙市にお住まいの方で聴覚に障がいをお持ちの方（障害者手帳所持者） ■支援内容 防災行政無線の個別受信機及びタブレット型文字表示装置の設置（機器の無償貸与） 設置に係る工事費（個人負担なし）	担当課へお問い合わせください	危機管理課 危機管理班
【20】生ごみ処理機器等購入費助成事業	■支援内容 生ごみ処理機器等の購入にかかる費用を補助します。（購入費の1/2） （家庭用） ・生ごみ処理容器 1個につき上限5千円（2個まで） ・電気式生ごみ処理機 上限4万円（1台まで） ・ダンボールコンポスト 1セットにつき上限千円（年間2セットまで） （事業所用） ・生ごみ処理機 1台につき上限100万円（1台まで）		環境政策課 環境政策班
【21】浄化槽設置整備事業 	■事業対象 下水道等区域外で合併浄化槽を設置する方 ■支援内容 浄化槽設置工事に係る費用の一部を補助します。		環境政策課 環境政策班
【22】浄化槽維持管理費助成事業	■事業対象 下水道等区域外で合併浄化槽を管理されている方 ■支援内容 検査及び清掃を実施した業者に対し、市が費用の一部を業者へ助成金を支払います。		環境政策課 環境政策班
【23】雲仙市給水工事助成事業	■事業対象 新規給水工事申込者（個人）で、公道部分に布設する給水管の布設延長が20m以上（1件当たり50m以内）ある場合 ■支援内容 新規給水工事申込者に対し、給水管を布設する材料費用の一部（上限50,000円）を助成し、定住・移住の促進を図ります。		水道課 給水班
【24】雲仙市有害鳥獣被害防止設備設置費補助金	■対象者 有害鳥獣被害の生活区域への拡大防止に取り組む者 ※市民が居住する住宅（集合住宅を含む。）に限る。 ■支援内容 ・資器材の購入に要する経費 ・ワイヤーメッシュ柵の設置に要する経費 補助率：1/3（資材の購入のみの場合は2/3）、補助額：累計10万円	担当課へお問い合わせください	市民安全課 市民安全班

働 く こ と 応 援

県外からの移住希望者への就職・転職支援！

- 【1】ながさき移住サポートセンターによる就職支援

長崎県内への就職応援サイト！

- 【2】ながさき県内就職応援サイト「Nナビ」による就職支援
- 【3】県内求人情報のおまとめサイト「ジョブナビ長崎」による就職支援！
- 【4】ハローワークの連絡先はこちら！

就職したい方を応援します！

- 【5】移住支援金（地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金）
- 【6】障害者職場実習促進事業

雲仙市で農業を始めませんか！



- 【7】経営開始資金交付事業



- 【8】農業就業者確保育成対策事業

雲仙市で漁業を始めませんか！



- 【9】漁業と漁村を支える人づくり事業

農林水産業をされる方を応援します！

- 【10】雲仙市農林水産振興事業

農業施設等の導入を支援します！



- 【11】ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業
- 【12】ながさき産地基盤整備・強靱化事業
- 【13】新規就農移住促進事業

畜産の経営を支援します！

- 【14】長崎県畜産クラスター構築事業



働

く

こ

と

応

援

農林水産業をされる方を応援します！

【15】 光り輝く雲仙力アップ事業

雲仙市内で創業、新規出店される方を応援します！



【16】 雲仙市商工業活性化促進事業

雲仙市内で創業される方の創業・経営改革を支援します！



【17】 雲仙市産業サポート事業

融資の際に必要な信用保証料を支援します！

【18】 中小企業対策事業

雲仙市で事業拡大をされる企業の創業・経営改革を支援します！



【19】 事業拡充支援事業（地域産業雇用創出チャレンジ支援事業）

工場の設備を支援します！

【20】 工場等設備奨励金支給事業

中小企業の事業継承・事業の引継ぎの支援についてはこちら！

【21】 長崎県事業引継ぎ支援センター

空き店舗などの紹介をする創業支援サイトはこちら！

【22】 創業支援サイト「雲仙アキナビ」！

経営のお悩み相談はこちら！

【23】 長崎県よろず相談支援拠点



令和6年度

雲仙市「働くこと応援」



事業名	補助内容	QRコード	担当課
【1】ながさき移住サポートセンターによる就職支援	■支援内容 ながさき移住サポートセンターでは、長崎県内の企業などからお預かりした求人案件を、移住希望者（求職者）の方にご紹介し、就職・転職までのサポートを行っています。 移住先候補のひとつとして長崎県を検討している方、選択肢のひとつとして転職を検討している方からのご相談も歓迎します。 ■お問い合わせ（担当） ながさき移住サポートセンター 095-894-3581（直通）		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【2】ながさき県内就職応援サイト「Nナビ」による就職支援！	■支援内容 「Nナビ」は、長崎県が提供するインターネット上の求人・求職者情報提供サービスです。 求職者に対しては、県内企業の情報や求人情報を提供し、県内企業に対しては、求職者情報を提供することで、県内における求人・求職者のマッチングを促進します。 ■お問い合わせ（担当） 長崎県 産業労働部未来人材課 095-895-2731		商工労政課 商工労政班
【3】県内求人情報のおまとめサイト「ジョブナビ長崎」による就職支援！	■支援内容 『ジョブナビ長崎』は、県内での就職を希望する求職者と人材を採用したい県内企業の皆様とのマッチングをより一層加速させるため、皆様にとって便利な役立つ機能を多数搭載しています。 求人検索はもとより会社プロフィール検索、ビジネススキル等の研修動画の閲覧などが可能となっています。 ■お問い合わせ（担当） 長崎県 産業労働部未来人材課 095-895-2731		商工労政課 商工労政班
【4】ハローワークの連絡先はこちら！	【ハローワーク諫早】 ■管轄エリア：諫早市、雲仙市 ■開庁時間：平日 午前8時30分～午後5時15分 ■電話：0957-21-8609 【ハローワーク島原】 ■管轄エリア：島原市、南島原市 ■開庁時間：平日 午前8時30分～午後5時15分 ■電話：0957-63-8609		商工労政課 商工労政班
【5】移住支援金（地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金）【再掲】	■対象者 以下のすべてに該当し、関係人口や就業、創業等の要件に該当する者 ・雲仙市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内に通勤していた者 ・雲仙市に住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内に通勤していた者 ■支援内容 上限100万円＋18歳以下の子ども1人につき100万円 （単身の場合は60万円）		地域づくり推進課 移住・定住・婚活 推進班
【6】障害者職場実習促進事業	■対象者 ①雲仙市内に住所を有し、身体・療育・精神保健福祉手帳をお持ちの方で、障害者就業・生活支援センターに登録されている満18歳以上の方 ※身体・療育・精神保健福祉手帳については、必須でなく、障害者就業・生活支援センター登録のみでも可能です。（登録には診断書等が必要な場合があります。） ②障害者職場実習を受け入れた市内外の企業 ■支援内容 職場実習を利用される方には交通費を助成し、実習の受け入れ企業には奨励金を支給します。※実習期間は5日以上で1か月間を上限とします。 《職場実習交通費助成》 実習生の自宅から実習先の事業所までに要した交通費を助成します。 ・交通費………1日2,000円を上限（距離要件有） 《職場実習奨励金》 実習を受け入れた企業に対し、実習生1人あたり1日2,500円を支給します。		福祉課 障がい班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【7】 経営開始資金 交付事業 	■対象者 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者 ■支援内容 認定新規就農者に、年間150万円を給付します。 ・ 給付期間…最長3年間		農林課 農業班
【8】 農業就業者確 保 育成対策事業 	■対象者 新規就農を希望し、かつ本市内の農業者より研修を受ける50歳未満の方 ■支援内容 月額最大5万円を支援（県の支援12.5万円/月との併給可能） ・ 最長2年間 ・ 事業内容について要件等がありますので、担当課へお尋ねください		農林課 農業班
【9】 漁業と漁村を 支える人づくり事 業 	■対象者 新規に漁業就業を希望する45歳未満の方 ■支援内容 新規漁業研修者に月額最大15万円を支援 ・ 給付期間最長3年間		農漁村整備課 水産班
【10】 雲仙市農林 水産振興事業	■対象者 認定新規就農者、認定農業者、一般農家、任意団体等 ■応援内容 経営革新に関する支援、園芸に関する支援、畜産に関する支援など、事業ごとに内容が異なりますので、詳しくは担当課へお尋ねください。	担当課へ お問い合わせ してください	農林課 農業班 畜産振興班 林務班 農漁村整備課 水産班
【11】 ながさき 農林業・農山村 構造改善 加速化事業	■対象者 農業者、農業者が組織する団体、農業生産法人及び農業協同組合等 ※事業メニューによって、対象者が異なります。 ■支援内容 地域の担い手育成、生産基盤の整備、経営の省力化を目的とした農業機械やビニールハウスなどの施設等の導入を行おうとする計画に対して補助金を交付します。各対象事業により補助率が異なりますので、詳しくは担当課へお尋ねください。		農林課 農業班 畜産振興班 農漁村整備課 耕地班
【12】 ながさき産 地基盤整備・強靱 化事業	■対象者 産地計画書を策定している農業者で組織する団体及び農業生産法人等 ※事業メニューによって、対象者が異なります。 ■支援内容 産地計画を策定している産地の構成員が、環境制御化などのための資材や設備の導入を行おうとする計画に対して補助金を交付します。 各対象事業により補助率が異なりますので、詳しくは担当課へお尋ねください。		農林課 農業班
【13】 新規就農移 住 促進事業 	■対象者 雲仙市外から移住してきた新規就農者で、住民票を移して5年以内でかつ、市の認定新規就農者の認定を受けた者で、当該認定後5年未満のものとする。 ■支援内容 農業機械購入・ハウス等施設借上に要する費用の1/2補助・営農開始に必要な資材等購入費 （補助上限：機械購入150万、施設借上50万円、営農開始に必要な資材等購入費20万円）	担当課へ お問い合わせ してください	農林課 農業班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【14】長崎県畜産クラスター構築事業	■対象者 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体等 ■支援内容 家畜飼養施設等の整備及び補改修にかかる費用について補助金を交付します。 （補助率：6/10以内）		農林課 畜産振興班
【15】光り輝く雲仙力アップ事業	■対象者 認定新規就農者、認定農業者、一般農林水産業者、任意団体等 ■応援内容 担い手育成に関する支援、移住就農者支援、労力軽減に関する支援、経営コスト削減に関する支援、農地の利活用に関する支援、産地力アップに関する支援など、事業ごとに内容が異なりますので、担当課へお尋ねください。		農林課 農業班 畜産振興班 林務班 農漁村整備課 水産班
【16】雲仙市商工業活性化推進事業 	■対象者 ・雲仙市内で創業を行おうとする方 ・雲仙市内の新規出店者 ・雲仙市内の商工業者等 ■支援内容 (1) 創業支援事業 創業に取り組む経費（施設費、許可費用、販路開拓費、広告宣伝費など）の一部を補助 補助率：1/2、補助額：上限20万円 (2) 新規出店者支援事業 店舗賃貸料や設備費、改修費の一部を補助 ・店舗賃借料…補助率：1/2、補助額：上限月額5万円（12ヶ月） ・設備費、改修費…補助率：1/2、補助額：上限100万円 (3) 持続化支援事業 設備購入費や販路開拓、広告宣伝費等にかかる費用の一部を補助 補助率1/2、補助額：上限15万円 (4) 商店街等にぎわい創出事業 商店街等が実施する集客やイメージアップを図るための広告宣伝費等の一部を補助 補助率：2/3、補助額：上限30万円 (5) 雇用対策事業 市内事業者の雇用対策（採用活動、求人情報の発信等）の一部を補助 補助率：1/2、補助額：上限10万円 (6) 事業承継支援事業 市内で事業承継に係る費用の一部を補助 補助率：1/2、補助額：上限20万円 (7) 魅力ある職場づくり支援事業 従業員のキャリアアップのために実施する研修や資格取得、職場環境の整備に係る費用の一部を補助 補助率：1/2（資格取得は2/3）、補助額：上限30万円		商工労政課 商工労政班
【17】雲仙市産業サポート事業 	■対象者 雲仙市内で創業または経営改革、買物弱者支援 に取り組む個人または中小企業者 ■支援内容 《創業・経営改革事業、買物弱者支援事業》 補助金上限額300万円、補助率1/2 補助対象経費：研究開発費、事業推進費、販路開拓費等	担当課へ お問い合わせ してください	商工労政課 商工労政班
【18】中小企業対策事業	■対象者 雲仙市内において新たに創業する方、または創業後一定期間未満の方で長崎県創業バックアップ資金制度により融資を受けた方 ■支援内容 融資の際に必要な信用保証料相当分を市が創業者に補助することで保証料の負担を軽減します。 ・補助期間…融資実行日から5年以内 （補助率：信用保証料0.4%までの部分）		商工労政課 商工労政班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【19】事業拡充支援事業 (地域産業雇用創出チャレンジ支援事業) 	■対象者 地域貢献に資する生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るための雇用拡大、設備投資等を行う既に事業を営んでいる者(※従業員の数が30人未満であること) ■支援内容 補助金上限額400万円、補助率2/3 補助対象経費：人件費、店舗等借入費、設備費・備品費（不動産、車両の購入費を除く。）等 ※令和6年度まで	担当課へお問い合わせください	商工労政課 商工労政班
【20】工場等設置奨励金支給事業	■対象者 雲仙市内に工場等を新設または増設をされる方 ■支援内容 工場等の新設または増設に伴って投下した経費に対し、新規雇用者数に応じて奨励金を支給します。 ・投下固定資産総額1億円以上かつ新規雇用10人以上 （製造業のうち食品関連産業は投下固定資産総額5,000万円以上かつ新規雇用5人以上） 〔補助額：投下固定資産総額×支給率（新規雇用者数に応じ5～10%） 補助額：上限2億円（3年間段階支給）〕 ■対象業種 製造業、旅館業、運送業、情報処理業など		企業誘致推進室 企業誘致推進班
【21】中小企業の事業継承・事業引継ぎの支援についてはこちら！	【長崎県事業承継・引継ぎ支援センター】 ■相談日 平日（年末年始を除く）※相談は無料、事前予約制。 ■相談時間帯 午前9時00分～午後5時00分 ■電話 095-895-7080		商工労政課 商工労政班
【22】創業支援サイト「雲仙アキナビ」！	■雲仙アキナビとは？ 雲仙市商工会が運営し「空き店舗」などを紹介する創業支援サイトです！ 雲仙市内でお店や事務所を創業したいと考えている皆様に「空き店舗」や補助金などの創業支援の情報を発信しています。 ■お問い合わせ 雲仙市商工会 0957-36-3911		商工労政課 商工労政班
【23】長崎県よろず相談支援拠点	【長崎県よろず相談支援拠点】 中小企業庁から認定を受けた各種専門家が、売上拡大や経営改善、新規創業など、皆さまの経営上のお悩みにピンポイントで対応。 さらに、必要に応じて各外部機関と連携しながら課題解決へ向けての取り組みも行います。 ■電話 095-828-1462（完全予約制）		商工労政課 商工労政班

子育て応援

妊娠・出産・赤ちゃんへの支援！

- 【1】 こども家庭センター
- 【2】 不育症検査費助成
- 【3】 多胎妊婦健康検査
- 【4】 妊婦一般健康検査
- 【5】 妊婦歯科健康診断
- 【6】 パパママひろば
- 【7】 妊産婦・乳児訪問事業
- 【8】 新生児聴覚検査事業
- 【9】 未熟児を健やかに育てる事業
- 【10】 産婦健康診査
- 【11】 産後ケア事業・・・生後1年未満
- 【12】 乳児一般健康診査・・・1歳未満
- 【13】 赤ちゃん健康相談
- 【14】 赤ちゃんとの初めての絵本応援事業



幼児の健康支援！

- 【15】 1歳6ヶ月児健康診査
- 【16】 2歳児親子歯科健康診査
- 【17】 3歳児健康診査
- 【18】 5歳児健康診査
- 【19】 生活習慣改善事業
- 【20】 予防接種
- 【21】 フッ化物塗布助成事業
- 【22】 乳幼児フッ化物普及啓発事業



子育て応援

子育て世帯への支援！

【23】 子育てサポートセンター事業



【24】 すこやか子育て支援事業

【25】 市内の保育園（園）認定こども園の一覧

色々な手当

【26】 「児童手当」支給事業

【27】 「児童扶養手当」支給事業

【28】 「特別児童扶養手当」支給事業

【29】 「障害児福祉手当」支給事業



小学生中学生への支援！

【30】 地域子ども教室推進事業

【31】 準要保護就学援助事業



【32】 学校給食費補助事業

ひとり親家庭への支援！

【33】 自立支援教育訓練給付金

【34】 高等職業訓練促進給付金

【35】 母子父子寡婦福祉資金

【36】 母子寡婦福祉会

【37】 母子家庭等児童助成事業



子育て応援

病気やけがの時

- 【38】 夜間や休日の小児救急相談
- 【39】 小児の日曜診療所
- 【40】 諫早市こども準夜診療センターがあります！
- 【41】 休日・祝祭日などの休日に受信できる診療機関
- 【42】 福祉医療費支給事業（子どもの入院、通院費等）
- 【43】 福祉医療費支給事業（子どもや子どもを監護する父母の入院、通院費等）
- 【44】 福祉医療費支給事業（障害者手帳をお持ちの方）



その他の支援

- 【46】 放課後児童健全育成事業
- 【47】 子育て家庭ショートステイ
- 【48】 雲仙市奨学金貸付事業
- 【49】 小・中学生遠距離通学補助
- 【50】 軽度・中等度難聴児補助器購入費助成事業
- 【51】 障害者タクシー助成事業
- 【52】 保育園等副食費助成事業



悩んだときの相談窓口

- 【53】 子育て相談利用者支援事業
- 【54】 家庭児童相談室
- 【55】 児童生徒サポートセンター事業
- 【57】 家庭ホットライン
- 【58】 親子ホットライン



令和6年度

雲仙市「子育て応援」



事業名	補助内容	QRコード	担当課
【1】 こども家庭センター	■妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供、各種のご相談に応じます。		子ども支援課
【2】 不育症検査費用助成	■現在研究段階にある不育症検査（保険適用を見据え先進医療として実施されるもの）を受ける者の経済的負担を軽減するため、検査に要した費用の一部を助成します。	担当課へお問い合わせください	子ども支援課 子ども健康班
【3】 多胎妊婦健康診査	■多胎児を妊娠した妊婦が、妊婦一般健康診査に加えて受診する多胎妊婦健康診査について、受診費用を償還払いにより助成します。	担当課へお問い合わせください	子ども支援課 子ども健康班
【4】 妊婦一般健康診査	■妊婦一般健康診査の費用を「妊婦一般健康診査受診票」により、14回助成します。		子ども支援課 子ども健康班
【5】 妊婦歯科健康診査	■妊娠期の歯の健康のために、歯科健診を妊娠中に1回受診できます。		子ども支援課 子ども健康班
【6】 パパママひろば	■妊婦さんとその家族の方を対象とした出産に備えた教室です。		子ども支援課 子ども健康班
【7】 妊産婦・乳児訪問事業	■助産師、保健師、母子保健推進員がご自宅へお伺いし相談に応じます。		子ども支援課 子ども健康班
【8】 新生児聴覚検査事業	■新生児の聴覚検査費を助成します。（助成額：1検査 3,000円）		子ども支援課 子ども健康班
【9】 未熟児を健やかに育てる事業	■未熟児の入院に係る医療費の助成を行い、保健師等による家庭訪問を行います。		子ども支援課 子ども健康班
【10】 産婦健康診査	■出産後2か月未満に2回受診できます。 （受診票は母子健康手帳交付時に併せて発行）		子ども支援課 子ども健康班
【11】 産後ケア事業…生後1年未満	■対象 雲仙市にお住いの、産後1年未満のお母さんと赤ちゃん ■内容 授乳相談やおっぱいケア、沐浴、育児相談など ①訪問ケア：助産師が家庭を訪問します。①②合わせて6回まで。 ②デイケア：協力産婦人科医院等でサービスを受けます。①②合わせて6回まで。 ③ショートステイ：協力産婦人科医院に宿泊しサービスを受けます。利用者負担金はサービス内容により異なります。1回に出産につき7日以内。		子ども支援課 子ども健康班
【12】 乳児一般健康診査…1歳未満	■母子健康手帳を交付するときに発行する「乳児一般健康診査受診票」（2回分）を利用して、医療機関で受けましょう！		子ども支援課 子ども健康班
【13】 赤ちゃん健康相談	■1歳未満児とその保護者を対象に、身体計測や育児相談、栄養（離乳食）相談、歯科相談、子育て支援情報の提供等を実施します。		子ども支援課 子ども健康班
【14】 赤ちゃんとはじめての絵本応援事業	■赤ちゃん健康相談（生後3～4ヶ月児）のときに市民ボランティアによる赤ちゃんへの絵本の読み聞かせと、絵本1冊とおすすめ絵本リスト等を入れたコットンバッグ（ブックスタート・バッグ）をプレゼントします。		生涯学習課 生涯学習班
【15】 1歳6か月児健康診査	■身体測定や運動・精神発達の確認、診察、各種健康相談（保健・栄養・歯科）、歯科健診を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。		子ども支援課 子ども健康班
【16】 2歳児親子歯科健康診査	■お子さんと保護者の歯科健診、相談を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。		子ども支援課 子ども健康班
【17】 3歳児健康診査	■身体測定や運動・精神発達の確認、診察、各種健康相談（保健・栄養・歯科）、歯科健診を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。		子ども支援課 子ども健康班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【18】5歳児健康診査	■保護者及び通所している保育所等への質問票による健診を行っています。	担当課へお問い合わせください	子ども支援課 子ども健康班
【19】生活習慣改善事業	■乳幼児と保護者を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」をテーマにした健康教育を行います。	担当課へお問い合わせください	子ども支援課 子ども健康班
【20】予防接種	■定期予防接種 ■任意予防接種…インフルエンザ予防接種費用を一部助成します。 (生後6か月～中学3年生まで) ■造血細胞移植後の予防接種再接種費用助成…造血細胞移植等により、移植前に接種した定期予防接種の効果が期待できず再接種の必要があるとき、接種費用を助成します。		子ども支援課 子ども健康班
【21】フッ化物塗布助成事業	■フッ化物塗布助成券2回分交付（全額を助成）		子ども支援課 子ども健康班
【22】乳幼児フッ化物普及啓発事業	■保育所（園）、認定こども園等でのフッ化物洗口事業を推進します。		子ども支援課 子ども健康班
【23】子育てサポートセンター事業	■子育てを「応援して欲しい人」と「応援したい人」が登録して、お互い助け合いながら、地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。援助を受けた会員は、協力してくれた会員に規定の報酬と実費を払います。 ■乳児（生後6か月）から小学6年生までが対象です。 ■援助できる事例 ・保育所や認定こども園、放課後児童クラブの送迎やその後の預かり援助 ・保護者の病気や急用時の援助 など ■お問い合わせ（担当） 雲仙市子育てサポートセンター TEL：0957-47-7874（直）、36-2500（代） （健康福祉部子ども支援課内）		子ども支援課 子育て支援班
【24】すこやか子育て支援事業 	■第2子以降が保育所や認定こども園に入園したときの保育料を免除します。 ■入所申込時に申請してください。		子ども支援課 子育て支援班
【25】市内の保育所（園）認定こども園の一覧	市内の保育所（園） 認定こども園の一覧はこちら ⇒		子ども支援課 子育て支援班
【26】「児童手当」支給事業	■中学校修了までの児童を養育している家庭に対し、手当を支給します。 ■支給額 ・0歳～3歳未満：1万5千円/月 ・3歳～小学校卒業まで 第1、2子：1万円/月、第3子以降：1万5千円/月 ・中学生：1万円/月 ・一定以上の所得世帯：5千円/月（特に所得が高い世帯 支給なし）		子ども支援課 子育て支援班
【27】「児童扶養手当」支給事業	■父または母がいない家庭、父または母が一定の障害の状態にある家庭などで18歳未満の児童を養育している人に対して手当を支給します。 (所得状況に応じて支給額が異なります。) ■支給額 全額支給45,500円（月額）、一部支給 45,490円～10,740円（月額） 第2子、第3子以降の児童には加算があります。 ※支給額については担当課へお尋ねください。		子ども支援課 子育て支援班
【28】「特別児童扶養手当」支給事業	■重度障害または中度障害のある20歳までの子どもを養育している方に対し、手当を支給します。 ■所得制限やその他の支給要件がありますので、担当課へお問い合わせください。		子ども支援課 子育て支援班
【29】「障害児福祉手当」支給事業	■重度の障害があるため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の在宅の方に対し、手当を支給します。 ■所得制限やその他の支給要件がありますので、担当課へお問い合わせください。		福祉課 障がい班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【30】地域子ども教室推進事業	■地域の人材を生かし、主に土曜日に公民館等で子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。 ■開催時期は、地区によって異なりますので、担当課にお尋ねください。		生涯学習課 生涯学習班
【31】準要保護就学援助事業	■経済的理由で小・中学校に在学する子どもの就学の費用に困っている保護者に、学用品費、学校給食費などの費用の一部を援助します。		学校教育課 教育指導班
【32】学校給食費補助事業 	■保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを目指すことを目的として、学校給食費等の補助を行います。		学校教育課 教育指導班
【33】自立支援教育訓練給付金	■ひとり親家庭の親が就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します。		子ども支援課 子育て支援班
【34】高等職業訓練促進給付金	■ひとり親家庭の親が専門的な資格取得を目指して、6カ月以上養成機関で修業する場合に、生活費の一部を支給します。		子ども支援課 子育て支援班
【35】母子父子寡婦福祉資金	■ひとり親家庭の親、寡婦、父母のいない子どもの経済的自立を応援するために、貸付を行います。 ■貸付金の種類や貸付期限などについては、担当課にお問い合わせください。		子ども支援課 子育て支援班
【36】母子寡婦福祉会	《母子寡婦福祉会》…母子家庭の母や、寡婦の人たちで組織されている福祉団体です！ ■共に励ましあい、助け合いながら研修会や親子活動などを通して、仲間づくりを行っています。 ■年会費：1,000円		子ども支援課 子育て支援班
【37】母子家庭等児童助成事業	《母子家庭等児童助成事業》…児童の放課後児童クラブの利用料の一部を助成します。（月額上限5,000円） 次のいずれかに該当する放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭 ①児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている。 ②生活保護の支給を受けている。 ③公的年金及び遺族補償を受けており、前年の所得が児童扶養手当の一部支給停止の所得制限未満。		子ども支援課 子育て支援班
【38】夜間や休日の小児救急相談は・・・#8000	■夜間や休日のおこさんの救急医療（病気、けが、応急処置など）に関することを電話で対応します。 ■毎日午後6時から翌朝8時まで、日曜祝日は全日 ■相談される場合は、「#（シャープ）8000」にお電話ください。		健康づくり課 健康推進班
【39】小児の日曜診療所があります！	■対象者：15歳（中学生以下）までの小児の内科疾患（やけど、骨折などの外科疾患は除きます。） ■診療時間：土曜日午後6時～日曜日午後5時 ※電話受付時間：土曜日午後5時30分～日曜日午後4時30分 ※必ず電話による受付後、来院してください。 ※日曜日以外の祝祭日の診療は行っておりません。 ■電話番号：0957-63-0202 ■診療場所：長崎県島原病院 小児科外来室（島原市下川尻町7895番地） ■持参するもの：健康保険証、母子健康手帳、福祉医療費受給者証、服用中の薬がわかるもの	長崎県島原病院に 問合せください。	健康づくり課 健康推進班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【40】 諫早市こども準夜診療センターがあります！	■対象者：15歳（中学生以下）までの小児の内科疾患の急病者（やけど、骨折などの外科疾患は除きます。） ■診療日：毎日 ■診療時間：午後8時～午後11時 ■診療受付：午後8時～午後10時45分までに来院し、受付を済ませて下さい ※必ず電話で症状を伝え、来院してください。 ■電話番号：0957-22-1380 ■診療場所：諫早総合病院 整形外科外来（1階）（夜間受付窓口で受付してください。） ■持参するもの：健康保険証、母子健康手帳、福祉医療費受給者証、服用中の薬がわかるもの ※悪天候等により、休診となる場合があります。		健康づくり課 健康推進班
【41】 休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関	休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関はこちら ⇒ 一般社団法人 南高医師会ホームページ		健康づくり課 健康推進班
【42】 《福祉医療費支給事業》（子ども支援課）	■18歳に達する日以降の3月31日までの間にある子どもの入院、通院等の医療費を助成します。 ■助成額：個人負担（1医療機関1日800円、月上限1,600円）を控除した額 ※小学生以上は、領収書による申請が必要です。		子ども支援課 子育て支援班
【43】 《福祉医療費支給事業》（子ども支援課）	■18歳に達する日以降の3月31日までの間にある子ども及びその子どもを監護する母・父の通院・入院した場合の医療費を助成します。 ■助成については、所得制限がありますので担当課にお問い合わせください。		子ども支援課 子育て支援班
【44】 《福祉医療費支給事業》（福祉課）	■入院・通院の助成があるもの：身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1判定の方 ■通院のみ助成があるもの：精神障害者保健福祉手帳1級判定の方 ■助成割合については、条件等により異なりますので、担当課にお問い合わせください。		福祉課 障がい班
【45】 病児保育事業	■病気、回復期にある小学生以下の子どもの世話ができない時、子どもをお預かりします。 ■利用方法：事前に市に登録。利用の際には医療機関で入院の必要がないことの診断を受け、実施事業者に申し込んでください。 施設型：くにも子ども園病後児保育センター TEL：0957-78-2286 えとう病後児サポートルーム（恵燈保育園内） TEL：0957-61-1020 訪問型：長崎県看護協会病児・病後児保育サポートセンター（保育者が家庭を訪問してお世話をします。） TEL：0957-25-0807		子ども支援課 子育て支援班
【46】 放課後児童健全育成事業	■事業の対象：雲仙市内に在住している、昼間、家庭において適切な育成を受けられない児童 ■制度の内容：児童の健全な育成を図るため、児童に対して遊びや生活の場を提供します。 ※詳しくは担当課へご相談ください。		子ども支援課 子育て支援班
【47】 子育て家庭ショートステイ	■家庭での子育てが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で保護者に代わって一定期間児童を養育します。	担当課へ お問い合わせ ください	子ども支援課 子育て支援班
【48】 雲仙市奨学資金貸付事業	■事業の対象：扶養者が1年以上市内に住民登録しており、経済的な理由により修学が困難で、学業・人物ともに奨学生としてふさわしい方（大学、専門学校、高等学校等に在籍している方） ■制度の内容：次の奨学資金を貸与します。 ・高等学校 月額1万2千円以内 ・専門学校等 月額1万5千円以内 ・大学等 月額2万円以内 ※貸付は無利子です。 ※他の奨学制度との重複貸与ができます。		総務課 総務班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【49】小・中学生 遠距離通学費補助 金	■事業の内容 保護者の教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、雲仙市立の小・中学校へ通学する児童・生徒の遠距離通学にかかる費用の一部を補助します。 ■事業の対象 ①学校統廃合に伴い、遠方の学校へ通学する児童・生徒への補助 ≪補助額≫ 通学のために利用する公共交通機関等の定期券の購入費用の全額 (定期券は学校を通じ現物支給いたします) ②通学が一定の距離を超える児童・生徒への補助(区域外就学者等対象にならない場合があります)(小学生は、片道3km以上 中学生は、片道5km以上) ≪補助額≫ 通学距離に応じた下記の額 ・小学生: 3km～4km未満…年額 5,000円、4km以上 …年額 7,000円 ・中学生: 5km～6km未満…年額 9,000円、6km以上 …年額11,000円		総務課 総務班
【50】軽度・中 等 度難聴児補聴器 購入費助成事業	■対象者: 以下の全てに該当する方 ①雲仙市に住所を有する18歳未満の方。 ②両耳の聴力レベルがそれぞれ30dB以上の方。 (ただし、指定医師が必要と認める場合はこの限りではありません。) ③身体障害者手帳の対象者でない方。 ④補聴器の装用に言語の習得等一定の効果があると医師から判断された方。 ■支援内容: 補聴器の購入にかかる費用の一部(基準価格と購入額のいずれか低い方の約2/3)を助成します。		福祉課 障がい班
【51】障害者 タクシー助成事業	■対象者: 雲仙市内に住所を有しかつ現に居住している、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。 ■支援内容: タクシーの利用料金の一部を補助します。 障害者: 3割引券(上限800円) 72枚 重度障害者: 800円割引券72枚 特定疾病で通院される場合は最大108枚 透析で通院される場合は最大144枚 年度途中で新たに対象者となった方には、該当月に応じた枚数を交付します。		福祉課 総務高齢班
【52】保育園等副 食費助成事業 	■幼児教育無償化に伴い、無償化の対象外として保育園等で徴収されることとなる1号認定・2号認定の食材料費(副食費)を市から保育園等へ補助金として支出することにより保護者の負担を軽減します。	担当課へ お問い合わせ ください	子ども支援課 子育て支援班
【53】子育て相談 利用者支援事業	■子育てに関すること全般において相談できる窓口です。 子育て家庭がそれぞれのニーズに合った支援を受けられるよう、情報の提供や相談・助言を行います。保育園・認定こども園の入園、一時預かりなど、お子さんに関する相談に応じます。 TEL 0957-47-7874(直)、36-2500(代) ■月曜から金曜(祝祭日などのお休みの日以外)の午前8時30分から午後5時00分まで ※健康福祉部子ども支援課子育て支援班	担当課へ お問い合わせ ください	子ども支援課 子育て支援班
【54】家庭児童 相談室	■18歳未満までのお子さんとその家庭を対象として、次の相談に応じます。 ・育児不安 ・虐待 ・非行 ・心身障害 ・養護 など TEL 0957-47-7874(直)、36-2500(代) ■月曜から金曜(祝祭日などのお休みの日以外)の午前8時30分から午後5時15分まで ※健康福祉部子ども支援課内		子ども支援課 子育て支援班
【55】児童生徒サ ポートセンター事業	■不登校児童生徒及びその保護者を支援します。 ■利用については、まず学校に相談してください。	担当課へ お問い合わせ ください	学校教育課 教育指導班
【56】家庭ホット ライン	■虐待されている、若しくは疑われる子どもを発見したらお電話下さい。 TEL 0120-928-471 ■月曜から金曜(祝祭日などのお休みの日以外)の午前8時30分から午後5時15分まで ※健康福祉部子ども支援課内		子ども支援課 子育て支援班
【58】親子ホット ライン	TEL 0120-96-7947 ■いじめや不登校でお悩みの方は電話下さい。 ■月曜から金曜(祝祭日などのお休みの日以外)の午前8時30分から午後5時00分まで ※教育委員会 学校教育課内	担当課へ お問い合わせ ください	学校教育課 教育指導班

そ の 他 応 援

地域づくり活動を支援します！

【1】地域づくり補助金

スポーツ大会出場に係る費用を支援します！

【2】スポーツ大会出場激励費

芸術・文化大会出場に係る費用を支援します！

【3】芸術文化大会出場激励費

健康診査を受けましょう！

【4】健康診査及びがん検診

【5】特定健康診査等事業

はり・きゅう・あん摩マッサージに係る費用を支援します！

【6】はり・きゅう施術費助成事業

介護している方を応援します！

【7】家庭介護支援対策事業

一人暮らしの高齢者を見守る支援をします！

【8】一人暮らし高齢者見守り支援事業

休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関はこちら！

【9】休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関

認知症の方やその家族の方を支援します！

【10】認知症高齢者等個人賠償責任保険事業



そ の 他 応 援

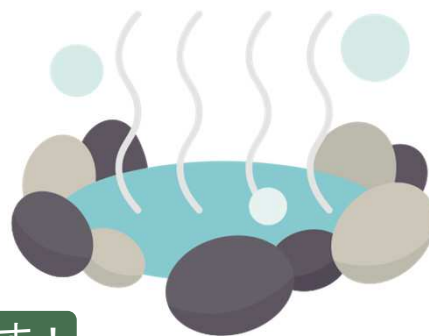
タクシーの利用料金を助成します！

- 【11】 高齢者タクシー助成事業
- 【12】 障害者タクシー助成事業



自動車の免許取得、自動車の改造を支援します！

- 【13】 ①自動車運転免許取得助成
- ②自動車改造助成事業



医療費を支援します！

- 【14】 福祉医療費支給事業

ゆったり温泉！※嬉しい市民特典もあります！

- 【15】 国民宿舎望洋荘（小浜町）
- 【16】 雲仙市共同浴場「浜の湯」（小浜町）
- 【17】 遊学の館（国見町）
- 【18】 みずほ温泉千年の湯（瑞穂町）

その他の支援はこちら！

- 【19】 防犯灯設置費用等補助金
- 【20】 住居確保給付金支給事業
- 【21】 生活困窮者自立相談支援事業
- 【22】 雲仙市老朽化危険空家等除却支援事業
- 【23】 雲仙市危険ブロック塀等除却支援事業



令和6年度

雲仙市「その他応援」



事業名	補助内容	QRコード	担当課
【1】地域づくり補助金	■対象者 地域の活性化や地域が抱える課題の解決等を図ろうとする団体等 ■支援内容 地域の発展や活性化を目的とした事業や、地域づくりに必要な人材の育成事業に対して補助金を交付します。		地域づくり推進課 地域づくり推進班
【2】スポーツ大会出場激励費	■対象者 スポーツに関する予選大会を勝ち抜き ①九州大会以上の上位大会に出場権を得て参加する市内にお住まいの小中学生以外の方 ②県大会以上の上位大会に出場権を得て参加する市内小中学生 ■支援内容 激励費を支給します。 ①小中学生以外：九州・西日本大会10,000円、全国大会20,000円、国際大会30,000円 ②小中学生：県大会（県央1,000円、県北3,000円、離島5,000円）、九州大会以上は①と同じ		スポーツ振興課 スポーツ振興班
【3】芸術文化大会出場激励費	■対象者 芸術文化に関する予選大会を勝ち抜き ①九州大会以上の上位大会に出場権を得て参加する市内にお住まいの小中学生以外の方 ②県大会以上の上位大会に出場権を得て参加する市内小中学生 ■支援内容 激励費を支給します。 ①小中学生以外：九州・西日本大会10,000円、全国大会20,000円、国際大会30,000円 ②小中学生：県大会（県央1,000円、県北3,000円、離島5,000円）、九州大会以上は①と同じ		生涯学習課 生涯学習班
【4】健康診査及びがん検診	■対象者 20歳以上の方 ■受診方法 個別健診（医療機関）※要予約 集団健診（地区公民館や保健センター等）※予約不要 ■料金 個人負担金あり（70歳以上の方、生活保護の方は無料）		健康づくり課 健康推進班
【5】特定健康診査等事業	■対象者 40歳から74歳の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者 ■受診方法 個別健診（医療機関）※要予約 集団健診（地区公民館や保健センター等）※予約不要 ■料金 無料		総合窓口課 保険年金班
【6】はり・きゅう施術費助成事業	■支援内容 はり・きゅう及びあん摩マッサージの施術費の一部を助成します。 1回700円（年36回まで）		福祉課 総務高齢班
【7】家族介護支援対策事業	■対象者 ①雲仙市内に住所を有し、要介護認定の4,5の方で寝たきりまたは認知症の方を介護している家族 ②上記の家族及び精神または身体に障害があり、寝たきりの状態にある方を介護している家族 ■支援内容 ①家族介護慰労金を支給します（月額7,000円） ②家族介護購入費助成券を交付します（月額7,000円以内）		福祉課 介護予防班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【8】一人暮らし高齢者見守り支援事業	■対象者：市内に住所を有する65歳以上の高齢の方で、以下の全てに該当する方 ①一人暮らしであること。 ②安否確認を必要とする別居の家族等がいること。 ③雲仙市の緊急通報装置の貸与の決定を受けていないこと。 ④システムを継続して使用する意思があること。 ■支援内容 ICT（情報通信技術）を活用し、高齢者の安否確認等の見守りができるシステムの設置費用や購入費等のシステム導入に要する初期費用（初期費用が不要である場合は、システムの利用料の1月分）を助成します。 助成額：7,000円を上限とし、助成を受けるのは高齢者一人につき、一回限りです。		福祉課 総務高齢班
【9】休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関	休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関はこちら ⇒ 一般社団法人 南高医師会ホームページ 一般社団法人 島原南高歯科医師会ホームページ		健康づくり課 健康推進班
【10】認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	■対象者 「雲仙市認知症高齢者等SOSオレンジネットワーク事業」に登録された方で在宅生活をしている方。（施設に入所中の方や病院に入院中の方等を除く） ※雲仙市認知症高齢者等SOSオレンジ事業への登録…認知症高齢者等でひとり歩きのおそれのある方が行方不明となった場合に早期に発見できるよう事前に登録を行うもの ■支援内容 認知症の人が他人に怪我を負わせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険事業に市が保険契約者として加入します。 保険料は全額を市が負担します。		福祉課 総務高齢班
【11】高齢者タクシー助成事業	■対象者 雲仙市内に住所を有しかつ現に居住している、満70歳以上の高齢者 ■支援内容 タクシーの利用料金の一部を補助します。 ・タクシー利用券 3割引券（上限800円）を72枚交付、 運転経歴証明書をお持ちの方は108枚 年度途中で70歳となった方には該当月に応じた枚数を交付します。		福祉課 総務高齢班
【12】障害者タクシー助成事業【再掲】	■対象者 雲仙市内に住所を有しかつ現に居住している、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。 ■支援内容 タクシーの利用料金の一部を補助します。 障害者：3割引券（上限800円）72枚 重度障害者：800円割引券72枚 特定疾病で通院される場合は最大108枚 透析で通院される場合は最大144枚 年度途中で新たに対象者となった方には、該当月に応じた枚数を交付します。		福祉課 総務高齢班
【13】 ①自動車運転免許取得助成 ②自動車改造助成事業	■対象者 ①雲仙市に在住で、身体障害者手帳1～4級の交付を受け、就労・就学等が見込まれる方で、自動車運転免許を受けることができる方（※雲仙市内の施設等に入所または通所している方を除く）など ②雲仙市に在住で、上肢・下肢・体幹機能障がい身体障害者手帳1・2級の交付を受け、仕事などに使うため障害者本人が所有し運転する自動車の操行装置または駆動装置等を改造される方 ※身体障害者手帳の記載内容や所得によって異なりますので、担当課にお問い合わせ下さい。 ■支援内容 自動車運転免許の取得または自動車の改造に要する経費の一部を助成します。 ①免許取得…補助率：約2/3、補助額：上限10万円 ②改造助成…補助額：上限10万円	 	福祉課 障がい班
【14】福祉医療費支給事業	■対象者 入院・通院の助成があるもの：身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1判定の方 通院のみ助成があるもの：精神障害者保健福祉手帳1級判定の方 助成割合については、条件等により異なりますので、担当課にお問い合わせください。		福祉課 障がい班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【15】【国民宿舎望洋荘】（小浜町）	■営業時間 午前7時30分～午後10時（受付：午後9時30分まで） ■入浴料 大人：550円、小中学生：275円、幼児：110円 午後4時30分以降 大人：330円、小中学生：165円、幼児：66円 ■入館券（回数券） 5回分の料金の6回利用できます ■市民特典 60歳以上の方：209円、障がいのある方：209円		財産管理課 温泉管理班
【16】【雲仙市営共同浴場「浜の湯」】（小浜町）	■営業時間 午前6時～午後10時 ■定休日 なし ■入浴料 300円 ■市民特典 入浴料 150円 入浴回数券 1,500円（14回分利用可能）		財産管理課 温泉管理班
【17】【遊学の館】（国見町）	■営業時間 午前10時～午後9時（受付：午後8時30分まで） ■定休日 毎週火曜日 ■入浴料 大人：300円、中学生以下：150円、3歳未満：無料 ■宿泊料 3,300円（大人、食事は別途）		スポーツ振興課 スポーツ振興班
【18】【みずほ温泉千年の湯】（瑞穂町）	■営業時間 午前10時～午後9時 ■定休日 毎週水曜日、12月29日から翌年の1月1日まで ■入浴料 大人：500円（18時以降300円）、中学生以下：200円 ■市民特典 70歳以上の方：200円、障害のある方：200円 入浴券：3,000円券（4,000円分利用可能） 5,000円券（7,000円分利用可能）		財産管理課 温泉管理班
【19】防犯灯設置費等補助金	■対象 防犯灯の設置を行う雲仙市内の自治会 ■支援内容 防犯灯の新設または取替・移設や修繕にかかる経費の一部を補助します。 ・支柱の設置を伴わない場合 補助率：2/3、補助額：上限1万円（LED灯の場合は2万円） ・支柱の設置を伴う場合 補助率：2/3、補助額：上限3万円（LED灯の場合は4万円） ・その他（軽微な部品交換及び撤去を除く） 補助率：2/3、補助額：上限1万円（LED灯の場合は2万円）		市民安全課 市民安全班
【20】住居確保給付金支給事業	■対象者 雲仙市内の賃貸住宅に居住し、住宅を喪失または喪失の恐れのある方で 雲仙市住居確保給付金支給事業実施要綱第4条に定める要件（離職後2年以内で求職活動中の方）を満たす方 個人の責務によらず給与等を得る機会が、離職、廃業と同程度まで減少している方 ■支援内容 住宅を喪失または喪失の恐れのある方からの申請書を審査し 家賃相当額（上限額有り）の給付金を家主等に支給します。		保護課 保護班
【21】生活困窮者自立相談支援事業	■対象者 雲仙市在住の生活に困窮する方で、雲仙市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱第4条に定める要件を満たす方 ■支援内容 生活に困窮する方から相談を受け、包括的(総括的)な支援を行います。		保護課 保護班
【22】雲仙市老朽危険空家等除却支援事業	■対象者 雲仙市内にある国が定める評点により、基準値以上となる危険な空き家または空き建築物の所有者等において除却を行う方 ■支援内容 除却に要する費用の一部を補助します。 補助額 空き住宅：除却に要する費用の8/10を補助対象経費とし、その1/2以内（上限額50万円） 空き建築物：除却に要する費用の8/10を補助対象経費とし、その1/4以内（上限額20万円）		建築課 建築指導班
【23】雲仙市危険ブロック塀等除却支援事業	■対象者 雲仙市内にある教育委員会が認めた通学路または防災部局が認めた災害時の避難経路及び避難場所に面する危険なブロック塀等を所有または管理し、除却を行う方 ■支援内容 除却に要する費用の一部を補助します。（補助率：2/3、補助額：上限5万円） （通学路に面し住民税非課税世帯の方は全額を補助する制度があります(補助額：上限20万円)） ※ただし、面積による限度額があります。		建築課 建築指導班